

令和5年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下表参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、高島市からの支払いを保護者に代わり本園が受領しています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績をご報告するものです。（あくまで実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和5年度公定価格(愛隣こども園)

(単位:円)

認定区分	1号認定		2号認定				3号認定			
	4歳以上児	3歳児	4歳以上児		3歳児		1.2歳児		0歳児	
年齢区分			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格
4月	199,800	217,490	61,830	55,990	78,910	73,070	127,200	121,360	212,970	207,130
5月	199,800	217,490	61,770	55,930	78,850	73,010	127,140	121,300	212,910	207,070
6月	199,800	217,490	61,770	55,930	78,850	73,010	127,140	121,300	212,910	207,070
7月	204,610	222,300	61,620	55,780	78,700	72,860	126,990	121,150	212,760	206,920
8月	204,610	222,300	61,720	55,880	78,800	72,960	127,090	121,250	212,860	207,020
9月	207,600	225,290	61,770	55,930	78,850	73,010	127,140	121,300	212,910	207,070
10月	204,610	222,300	61,830	55,990	78,910	73,070	127,200	121,360	212,970	207,130
11月	215,410	233,100	61,680	55,840	78,760	72,920	127,050	121,210	212,820	206,980
12月	215,410	233,100	61,720	55,880	78,800	72,960	127,090	121,250	212,860	207,020
1月	215,410	233,100	61,720	55,880	78,800	72,960	127,090	121,250	212,860	207,020
2月	211,160	228,850	61,720	55,880	78,800	72,960	127,090	121,250	212,860	207,020
3月	222,830	240,520	68,190	62,350	85,270	79,430	133,560	127,720	219,330	213,490